

平成28年度第3回御前崎市総合教育会議議事録

日 時 平成29年2月20日（月）
午後3時00分～4時10分
会 場 御前崎市役所 301会議室

次 第

- 1 開 会
- 2 市長あいさつ
- 3 教育委員長あいさつ
- 4 協 議
（1）子ども子育て支援条例について
- 5 閉 会

御前崎市総合教育会議委員

職 名	氏 名	備 考
市 長	柳 澤 重 夫	
副 市 長	鴨 川 朗	
教育委員長	吉 村 勝	
教 育 委 員	伊 藤 博 之	
教 育 委 員	紅 林 幸 枝	
教 育 委 員	下 村 勝	欠席
教 育 長	篠 田 暁 美	

事 務 局

職 名	氏 名	備 考
教 育 部 長	伊 村 衛	教育総務課長兼務
総 務 部 長	植 田 直 仁	
市 民 部 長	河 原 崎 悦 男	
総 務 課 長	増 田 正 行	
学校教育課長	長 谷 川 延 明	
社会教育課長	村 松 学	
教育総務課 課 長 補 佐	河 原 崎 聡 信	

1 開 会

○司会 それでは、改めましてこんにちは。

まず、挨拶を交わしたいと思います。ご起立をお願いいたします。

(起 立)

○司会 よろしくをお願いいたします。

(相互に礼)

○司会 ご着席ください。

それでは、お忙しい中、第3回御前崎市の総合教育会議を開催させていただきたいと思います。

本日は、協議事項といたしまして、子ども子育て支援条例についてという1件になっておりますけれども、よろしくをお願いいたします。

2 市長あいさつ

○司会 それでは、まず市長さんからご挨拶をお願いしたいと思います。

○市長（柳澤重夫） 皆さん、こんにちは。吉村委員長さんをはじめ皆さんには、日ごろから教育行政に対しまして大変なお力添え、またご尽力をいただきますこと、心から感謝を申し上げます。

また、私も昨年の4月に、今部長から話がありました子ども育成条例ですか、これを掲げさせていただきましたが、今日はその条例がテーマというようなことでありますが、これも私平成16年ですか、四国の松山市のほうで条例を制定しまして、その本を書いたものがありまして、その本を見まして、これはぜひとも市町村でつくるべきだという内容が書かれてありましたので、それで平成18年ですか、一般質問させていただいた案件でもございます。今御前崎市の教育も大変熱心にやったださっていらしまして、他市に先駆けていろんなことをやっただくということで、感謝を申し上げます。そういった中で、さらに地域も家庭も、またオール御前崎でこれを、子供たちの教育を皆で盛り上げていこう、支えていこうと、こういった気持ちでおりますので、ぜひとも皆さんにはご協力をいただきまして、条例が制定されますようお願い申し上げまして、一言ご挨拶とさせていただきます。よろしくをお願いいたします。

○司会 ありがとうございます。

3 教育委員長あいさつ

○司会 それでは、引き続きまして吉村委員長さんからご挨拶をお願いいたします。

○教育委員長（吉村 勝） 改めてこんにちは。午後一番、今日の仕事の充実するときに、この第3回の総合教育会議にご出席をいただきまして、ありがとうございます。市長さんをはじめ行政の皆さんには、日ごろから市の教育に対して大変深いご理解とご協力をいただきまして感謝申し上げます。

本日は、先ほど話がありましたように、協議事項としては1点、子供の子育て支援の条例についてを成文化していきたいというようなことで、そこに原案を出してありますが、皆さんのご意見をいただきながら精査して、よりよいものになっていけばいいなど、こんなふうに思っておりますので、ぜひ忌憚のないご意見をいただけたらと思います。よろしくお願いします。

○司会 ありがとうございます。

3 協議

(1) 子ども子育て支援条例について

○司会 それでは、早速ですけれども、協議という形で移らせていただきます。

本日、条例の案ということでつくらせていただいたものをお配りさせていただいております。まず、一番最後のページをご覧くださいと思います。こちらにつきましては、子供の条例、A3の1枚紙ですけれども、条例につきまして制定をしている市町村、全てではありませんけれども、こんなものをまとめてみました。今、市長からお話がありました松山市、真ん中辺にありますけれども、こういったところだと4章の18条立てということでつくられています。1条に目的、2条に定義、それから3条に基本理念、それから4条、保護者の役割、続いて市民の役割、青年及び高齢者の役割、市民団体の役割、教育・児童福祉機関の役割、事業者の役割、市の責務、家庭教育力向上への支援、地域教育力向上への支援、子供及び青年の主体的な活動への支援、子供を支え合うための支援、それからまつやま子どもの日、まつやま子ども週間、こういった規定もございます。それから、まつやま子ども育成会議について、それからまつやま子ども会議、それと規則への委任といった、こういった形でつくられております。

また、全国的に見ましても、若干古いデータでございますけれども、平成24年の1月1日現在で子供に関する条例が制定されているところ、116団体ございます。県が21、市町村が95、作成がされております。また、その中でも特に子育て支援というのをうたっているのは72の団体ということでできております。若干古いですが、24年の1月1日現在での制定状況はこんな具合になっております。また、本条例につきましては、総合教育会議の第1回目のときにも市長さんからこういったものをつくりたいということでご指示をいただいております。遅くなって大変申しわけありませんけれども、つくらせていただきましたので、本日ご審議をいただきたいと思います。

また、今回これをつくるに当たりまして、後ろから2枚目ですけれども、制定のキーワードということで、こんなものを考えながらつくらせていただいたつもりでございます。そんな中でも、下から3つ目ですけれども、教育基本法の第10条の中にも、父母、その他の保護者は、子の教育について第一義的責任を有するものであって、生活のために必要な習慣を身につけさせるとともに、自立支援を育成し、心身の調和のとれた発達を図るよう努めるものとするというような法的な規定もございます。同じように一番下ですが、子ども・子育て支援法の第2条にも保護者が子育てについての第一義的責任を有すると、そういったことが規定をされているところでございます。

そんな中で、まず案の条例につきまして、まずは朗読をさせていただきたいと思います。

第1条、目的でございます。この条例は、未来の御前崎を支えていく子どもを社会全体で健やかに育むための取り組みについて、その基本理念を定め、家庭、地域、園・学校、事業者及び市の役割を明らかにするとともに、すべての子どもが家庭、地域から愛され、心豊かに育まれながら健やかに成長し、これからの社会を生き抜くための資質・能力を身に付けることを目指していくことを目的とします。

第2条、定義です。この条例において「子ども」とは、18歳未満のすべての者をいいます。

第3条、基本理念。子どもは、生まれたときから基本的人権を享有し、ひとりの人間としてその人格や個性が尊重されます。

2、子どもは、自分自身を大切にし、他の人も大切にします。

3、大人は、子どもを温かく見守り、子どもとの日常的なふれあいを大切にし、日常生活における自らの言動が、子どもたちに与える影響について認識します。

第4条、家庭の役割。父母その他の保護者は、子どもが心身ともに安らぎ、くつろげる場を確保する役割を担っているため、家族でその責任を果たせるよう努めます。

2、家庭は、子どもに基本的な生活習慣や社会のきまりを身につけさせる場としての役割を担っているため、家族でその責任を果たせるよう努めます。

3、父母その他の保護者は、子どもと共に育ちあう中で、笑顔と対話を欠かさず、子どもに深い愛情を注ぎ、子育てに責任を果たせるよう努めます。

第5条、地域の役割。子どもたちが暮らしている地域の人々は、地域の中で子どもを見守り、あいさつと声かけと笑顔で子どもたちに接し、子どもが安心して過ごすことができるよう努めます。

2、地域の人々は、子どもが地域の一員として、世代を超えて交流できるよう地域の行事や活動に参加し、地域の自然や文化に触れる機会を提供するよう努めます。

第6条、園・学校の役割。園・学校は、子どもの年齢や学年に応じた知識や技能を身につけさせるとともに、子どもが自ら考え、解決していく力を育て、生きていく力を育成するよう努めます。

2、園・学校は、子どもが集団の中で、互いに支え合いながら自分の可能性を発揮し、自分らしく生きていけるよう、豊かな人間性、社会性を育て自信を持って生きていく力を育成するよう努めます。

3、園・学校は、保護者、地域に信頼されるよう努めます。

第7条、事業者の役割。事業者は、職場において保護者が安心して仕事と子育てを両立しやすい環境をつくるよう努力します。

2、事業者は、園・学校が行う職場見学、職場体験等の活動に協力します。

第8条、市の役割。市は、地域の人々や園・学校、事業者との連携に努め、子どもの育成にかかる取組を総合的かつ計画的に進めます。

2、市は、子どもの視点や意見を反映させた取組の推進に努めます。

3、市は、子どもを安心して産み育てることができる環境づくりに努めます。

4、市は、子どもを交通事故、犯罪、いじめ、虐待等の被害から未然に守るため安全・安心な地域づくりに努めます。

第9条、相互の連携協力。家庭、地域、園・学校、事業者及び市は、子どもへの支援に関心を持ち、子どもの健やかな育ちを支えるために、各々の役割を果たし、相互に連携を図りながら協力し、郷土を愛し、未来を創る子を育成するよう努めます。

第10条、相談体制。市は、教育、福祉及び保健の分野における子どもに関する相談を行う関係機関との密接な連携を図り、子どもの育成に関する総合的な相談体制の充実に努めます。

第11条、子育て家庭への支援。市は、父母その他の保護者が安心して子育てをすることができるよう、子どもの成長及び子育てに関する情報の提供、子育てに掛かる経済的負担の軽減、地域の子育て支援体制の整備等家庭及び地域における子供を育てる力の向上に努めます。

2、市は、多様な保育サービスの充実、子育てと仕事の両立を支援する環境作りに努めます。

第12条、広報及び啓発。市は、この条例について、子どもを含めた市民の理解を深めるため、広報及び啓発を効果的に行うものとする。

第13条、委任。この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。こういった案をつくらせていただきました。こちらにつきまして、またご意見をいただいきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

まずは市長さん、申し訳ないですけども、市長さんの思いというものがこれぐらいで十分入っているのかどうか、その辺がちょっと一番心配なところですが、いかがでしょうか。

○市長（柳澤重夫） 思いというか、今もちろん教育委員会でも他市にないような教育をやってくださっておりますので、それには特別異論があるものではありませんで、ただ文言として、言葉として、私も公民館まつりのなかで、もっとこの母親には注意しなければいけないというようなお母さん方は会議などにはまず出てこない。そういったこともあって、家庭とか、それから地域、また事業者とか、そういったことが一緒に連携し合いながら、そういった文言で示すしかないなという気持ちがあったものだから、条例のことについて言ったわけですが、当然家庭の役割というのはとても大事な役割です。それが本当にご家庭のお母さん、お父さんが本当に責任というか、本当に果たしてくださっているのか、私わかりませんが、そうだと思いますが、忙しい、忙しいで1人の方が。そういったことで、子供が安心して家庭生活ができていいのか、家はあっても家庭がないとか、そんな子供があってははいけませんので、本当にしっかりした家庭環境の中で育つ子供たち。そうすると、多少子供たちが少し横道にそれようとしても、その復元力というか、そういった地域でありますとか家庭の温かみ、こういったものを子供の時分に経験していると、そういった横道にそれるといったことが、復元力の中で納まってくるのではないかと。そんなことも考えたものだから、ぜひこれはやってほしいなど、

そんな気持ちでございました。この文言について、どうこういうつもりはありませんが、ただその役割だけ、家庭はこうしてくださいよ、地域はこうしてくださいよ。学校の教育はもちろん大事ですが、地域の教育力というのがありますので、家庭の教育力も、そういったものをこの中に盛り込んでいただければ大変ありがたいなと、そんなふうに思っております。

○司会 ありがとうございます。

それでは、本当にお気づきの点等がありましたら言っていただきたいと思いますので、自由なご意見ということでお願いしたいと思います。

委員長さん、まずは。

○教育委員長（吉村 勝） この間新聞で、来年度の市の予算の関係で、市長さんが子育て支援のことで少しそういう予算付けをされたということをやっと新聞で見まして、もうこれより先行されて市長さんが子育て支援をしていこうということで取り組まれているものですから、これはもうちょっと後付けになってしまって申し訳なかったなと思うのですけれども。そういう中で、こういうものができれば、ちょっと私も政治のことはわからないのですが、バックボーンというか、市長さんが進めていく一つのバックボーンにもなっていくのではないかなということをやっと感じました。

それで、ひとつ全く愚問なのだけれども、一番最初の御前崎市子どもたちの夢と希望があふれるまち条例（案）と、こう出ているのだけれども、これは第2次御前崎市総合計画でいくと、御前崎市というのは、御前崎というのは後ろへついてきている、これが。それを、御前崎市を前へ持ってきたのだけれども、そこらがキャッチフレーズみたいになるのだけれども、一緒にしてしまっても問題ないのではないかなと、ちょっと僕はそう最初思ったのだけれども。要するに子どもたちの夢と希望があふれるまち御前崎条例みたいな。そうすると、総合計画のキャッチフレーズと一緒にしてくるのではないかなとちょっと思ったのです。

伊藤委員、どうですか。

○市長（柳澤重夫） この御前崎市子どもたちの夢と希望があふれるまち御前崎は御前崎市の将来都市像だよね、都市像に掲げてある。この実現に向けていろんなところでやってくさっていると思うのだけれども。

○司会 この辺もひとつの案としてつけさせていただいたのですが、例えばこの第2次総合計画の10年たったあとではどうするのだという話になったときには、それはまた困るなと思いましたが。

○市長（柳澤重夫） 別にわかりやすくてもいいのだよ。御前崎市子ども子育て支援条例とか、わかりやすくてもいいし、シンプルでもいいし。

○教育委員長（吉村 勝） それはどちらでもいいのだけれども。

○市長（柳澤重夫） 他の市なんかどういうふうについているの、頭は。松山市は多分、子ども育成条例だと思う。

○司会 本当に長いものがついているところもあります。北海道の滝川市さんですと、滝川市の未来を担うこどもの子育て・子育て環境づくりに関する条例ですとかという。松山市は、松山市子ども育成条例。

○市長（柳澤重夫） シンプルだね。それは子ども育成条例だよね、子ども子育て。子育てというのは、ゼロ歳から18歳までという子育てもはまるのか。子ども育成条例ならいいわけだけれども、子ども子育て支援条例とか、子育てを入れるとちょっとおかしくなるのか。

○司会 児童福祉法あたりでも18歳までを児童というような規定にはなっているようです。

○市長（柳澤重夫） 子育て支援だとおかしくなるのか。これは今日決めなければいけないのか。

○司会 またこの条例をつくるに当たりまして、例えば地域の役割ですとか、事業者の役割というのが明文をさせていただいたのですけれども、地域の皆様ですとか事業者の皆様とまだ話し合いを持ったということもございませんので、そういったこともやって、ご理解をいただいた上で条例を上げていかないと、いきなりだと反発とかそういうのがあったときに心配だなというふうに思っております。

○教育委員（伊藤博之） 一度ばらまくような格好で、またそれを吸い上げるような形にはされない

ですか。

○司会 もしあれでしたら、パブリックコメントのようなものをやるのか、あるいはこの条例に関して検討委員会というか、そういったものを立ち上げるかどうかというのはあるかと思うのですが。スクラム運営協議会という学校の中学校単位でやって、いろんな方が参加していただいていますので、そういったところにご意見を求めるというのもありかなというふうに教育委員会では考えているのですが。

○市長（柳澤重夫） いろんな人に意見を聞いた方がいいかもしれないね。地域であるなら、例えば地域の団体、老人会であるとか、いろんな団体があるよね。ああいうところへも協議してもらったほうが。どうでしょうね。

○司会 今回教育委員会でこの案をつくらせていただきましたけれども、こども未来課の子育て支援とか、そういったところのご担当の課もあるものですから、そういった方にも参画をしていただいて、またご意見をいただいていたらなと思っております。

○市長（柳澤重夫） 皆さん、条例そのものはどうでしょうか、制定していいものか。皆様の教育現場の先生方として。何か負担をかけてしまうのではないかと。

○教育委員（伊藤博之） これを見たときに思ったのは、割となるのかなと思ってしまいました。要するに、どうせだったらもっといろんなものを検査と言ってはおかしいですが、検証しながら、そういったものをもう少し会議みたいなもとの吸い上げていって、皆さんで話し合っ、それをもう少し徹底させていけるようなシステムというのですか。何となくこれを読んでいると、努めます、努力しますとかという文章で、それはもうちょっと違うものがあるかもしれないのかなと思ったのですけれども、どうでしょうか。

○司会 いろんな市によっては、この役割という表現を責務という表現にかえて制定をしていらっしゃる場所もあります。そういった中で、松山市さんのときもそのようなのですけれども、やっぱり新聞でいろんな、こういうのがどうなのだというような議論がなされているようです。中には、事業者の責務と強い言い方をすると、やらなければいけないというようなことで、それを押しつけるような形になっていいのかなどうか。そういったことで、いろんな意見が全国的にもこの条例に関してはあるというふうに聞いておりまして、今回はちょっと緩いかもしれませんが、役割というような表現で案をつくらせていただいております。

また、会議等につきましては、子ども・子育て支援条例のもとで子ども・子育て会議というのができておりまして、その会議でも子ども・子育て支援事業計画というような議論をしていただいておりますので、こういった会議を利用してご相談をするというのが一つ考えられるかと思えます。

○市長（柳澤重夫） 平成18年に安倍総理が退任したときに、教育基本法第13条を変えたんですよね。あれは今までなかった、家庭とか地域まで盛り込んだのだね、そのときの13条にはなかったもの。というのは、その当時は子供のいじめであるとか暴力であるとか、そういったものが多発した時期ではなかったかと思う。だから、あえて60年ぶりに教育基本法、全然変わっていなかったから、そのときに変えたということは、それなりの変える理由があったと思う、社会的に。今はそれと違って安定しているから、大至急やることもないかもしれないが、これは基本的に子供たちを守っていこうという地域の気持ちなので、この御前崎市全体の。だから、私はぜひやってほしいなという気持ちは持っていますので。

○司会 お願いします。

○教育委員（紅林幸枝） まだそれこそ18歳未満の子供もいる身ですので、やっぱり保護者ですので、これを読んだときに、これをつくることによって、どういうメリットがあるのか。

子供子育てをすることのどういうメリットがあるのか。やはり努めますと書いてあると、どこまで努めてくれるのかなという、そこを明確でないこと。やはり親として、子供が何を思うかといったら、幸せにいてくれること。それをすごく願います。条例というのは、なかなか市民の皆さんがしっかりと読むかなと思ったときに、やはり市民がまず読んでくれること。まず、読んでくれること。努めよ

うと、事業者の人も地域の人も親も、まずここに努めましようとしてあることを努めようと思うこと、まずそこからだと思うのです。これを読んだときに、こういうことと書かれていなくても、わかっているよというところがあったりして、例えばこの条例をつくって、子供を育てるために何か市として対策をしてくれるのか、その辺もよくわからないし、やはり子供自身の意見、親の意見、学校の意見、地域の意見、事業者の意見というのは全部聞いてみて、こういうのをつくっていけば、ああ、自分たちの意見も反映されているなと思って、条例をつくってくれてよかったなというふうに思うのだろうけれども、ただぼつと出てきて、ではあなたたちの役割はこうですよと言われたときに、みんなそれを守ろうとするのかな。

○市長（柳澤重夫） 条例はつくっても見ないかもしれない。家庭の中で見ないと思う。そういう家庭としての役割というか、子供を育てていく上で、そういったものをこうしてくださいよということ、これがわからないと思うな。家庭の中で。ただ、日常的に早く食べなさいとか、早く学校に行きなさいとか、それが日常的だと思うのだけれども、そういう家庭環境の中で各家庭が子供たちの心というか、そういったものを育てているのか、わからないけれども。

私は、基本的には子供というのは働くために生まれてくると思っている、将来的には。その社会性を持って働いていける、社会の中で働いていける子供たちをつくるには、家庭としてはどういうことをやったらいいのかということも家庭の中ではわかってもらいたいと思う。地域の中では、教育はしないけれども、地域の中ではそういった人間力であるとか、社会性であるとか、そういった忍耐力、創造力、判断力、こういったものを地域の中のいろんな体験学習から、こういったものでやってほしいなと、そんなふうにも思っている。学校でできないものを地域でやる。地域でもできないものは家庭でやると思うのです。そこら辺を一言で言うとなかなか難しい問題だけれども、この一番上に書いてある御前崎市子どもたちの夢と希望があふれるまち条例、御前崎市がどういう子供たちをつくりたいのかということだね。

これ難しく考えると、難しい話になってしまうけれども。社会のルールであるとか、マナーであるとか、そういった一般的な行儀作法というか、そういった家庭としては基本的なことしかないと思う。どこかで聞いたが、家庭では早くしなさいよ、何か命令形が多いのだね、保護者が。子供たちがやる気を起こさせるような言葉ではなくて、おくれますよとか、早くしなさいよとか、そういったものを家庭の中で子供たちが命令形ではなく、子供たちがやるような声のかけ方というか、保護者が。そういったものも必要ではないかということも聞いたことがある。

○教育委員長（吉村 勝） 先ほど、役割を責務と表現しているところがあるといったが、やっぱりずっとこれは教育委員会の中でも話が出ていて、ずっとそういう話をしてくれているのだけれども、子育ての一番の、第一義的な責任はどこにあるのかといったら、やっぱり家庭であると思うのだよね。だから、役割で言葉としてはいいのかもしれないけれども、もう少しこのところ、強い表現でもいいのかなと。どちらかという受け身的な、受動的な意識というものが結構あるのではないかな。何でも市がやってくれる、市がやってくれないという、そういう基準で物を言ったり運んだりという、そういうところが若干あるのではないかなと。そこをやっぱり意識を変えろというか、そういうところが必要ではないかな。例えばここで言えば、家庭の責務とか、地域の責務というのを強調して、あとは学校はちょっと別なのだけれども、事業所とか市はどちらかといったら支援に回ろというか、そういうようなところはどのようなでしょう。同じ立場ではない。そういうところの認識を保護者にも持ってほしいなと思うのですが、皆さん、どうお考えですか。

○教育委員（紅林幸枝） 今そういうふうに言われるとよくわかります。意識を変えるための条例というふうに言われると、ああ、なるほどなと少し納得できます。

○教育委員長（吉村 勝） 何か話がいろんなことで、このことだけではなくて、市がやってくれ、市に頼め、市がやってくれないとか、そういう判断が結構ありますよね。そのこのところの意識を変えていく。特に子供を育てるところでは、そういうところが必要ではないかなと私は思うのですが。私だけかもしれないけれども。

○市長（柳澤重夫） 昔、言ったかもしれないけれども、佐倉の公民館でお母さん方がこうして集まっていたのだよ。たまたま聞こえたのだな、声が。お母さん方がこんなことを言った。「学校の給食費なんか、まちで出してくれて当たり前じゃんね」と。そんな話をお母さん方が。こういうことを考えているのだなと、そのとき思った。随分前の話だけれども。

だから、とにかく何でもかんでも市に任せてしまうというか、責任放棄ではないけれども。そういう場面もある。桜ヶ池でも10年ぐらい前かな、桜っ子まつりというのを始めた。なぜやったかという、桜ヶ池というお宮の中で地元の子供もみんな知らないというのだ、大人が。だから、とにかく子供を集めて、桜っ子まつりをやりましょうとって、もう10年ぐらい前になるかな、始めた。子供らを幼稚園から保育園からみんな集まってきて、それでいろんなことをやるのだけれども、そんなことをやって、それは桜ヶ池の皆さんが、大人が、地元の子供たちと、こういう桜ヶ池という環境の中で、歴史のあるところで育てましょうということで始めた。地元の子供たちも知らないものだから、そういう子供たちを知りたいということで始めたのが、今年もやるけど、自主的にやるということもやるべきだよ。自分たちの地域の中で。

○副市長（鴨川 朗） 委員長さん、家庭のところの責務と役割と、この文言を見ている家庭の役割なんか違いますものね。最後が、家庭でその責任を果たせるよう努めますですね、全部。責任がやっぱり家庭のところへ全部入っていますね。家庭がやっぱり、委員長がおっしゃったのは感じます。責務というような意味合いが強いかと思いますけど。

○教育委員（伊藤博之） 先ほどの第7条の事業者は努力します、これを見たときに努力するかと、思ったのですよ。事業者はそんなことしない。やっぱり先ほど言われるように、支援には回るといいますか、そういう具合になってくるのではないかなとは思いますが、努力をどうでしょうかねと、思ってしまったのですけれども。

やはりそういうような主に、一番やっぱり主になるのは、家庭が核になっていけるようなものでないと、家庭の教育力がアップしていかないのではないかな。それを今までずっと教育委員会でも探し求めているものですから、なかなか思うように家庭教育力をどうしたらアップできるのかなというのが一番の課題で、市長さんも先ほど佐倉地区で青少年のをやられたときに給食費がどうのこうのというようなお話とか、そういったものの中で、結局もうちょっと、一番出てもらいたい人たちが結局出てこないのです。そういう会議に本当は一番出てほしい人が出てこない。だから、そういった人たちをどうすれば出てきてもらえるかというようなことも、こういう中に条例の中に、お母さん方の意識を変えてもらえるような条例をつくるべきではないのかなとか、そんなようにやっぱり思いますけれども。

○教育委員（紅林幸枝） これを読んだときに、私のことかもしれないのですけれども、例えば4条のところの子供が心身ともに安らぎ、くつろげる場を確保する役割を担っているためというのは、すごくよくわかるのですけれども、でも常にそうはできないというか、ならないときがあるというか、家庭でその責任を果たせるように努めますと書いてくれてあるのですけれども、ではどうその責任を果たせばいいのかがやっぱり私自身もわかりづらい。もちろん笑顔と対話を欠かさないようにするのは絶対いいに決まっているし、それが深い愛情を注ぐことだとわかっているけれども、ではそこをどうしたらいいのかというのも、自分自身教えてほしいというか、どうしたらいいのか。どうしたら責任が果たせるのか。

○市長（柳澤重夫） 昔はお勝手に、当時浜岡町の帳面というのかな、あれは。昔張ったんだよ。子育ては厳しく優しく温かくと、当時浜岡町がつくった標語がお勝手に張ったのを思い出して、それはただの標語なもので。ただ優しくするわけにもいかないしね。

○教育委員（紅林幸枝） 昔は、例えばうちの中でお母さんにすごく叱られても、おばあちゃんがフォローしてくれたりとか、でも今は核家族だとそういうこともないではないですか。やっぱりお母さんが忙しく働いていると、なかなかやっぱり笑顔で接してあげなければいけないというのはわかっていけれども、そういうことがなかなかできなかったりとか、昔と違うというのは、私自身も感じて

いるし。

○市長（柳澤重夫） 昔とは育てる環境が違うのでね。昔は結構親たちも子供たちに怒ったけれども、今は親と子供というのはどっちかというと友達関係みたいなので、すごくいい関係になっているのだと思う。余り怒ることもしないし。

○市長（柳澤重夫） 難しいですね。この前菊川市の東遠学園の議会がありました。みなみめばえがありますよね、少なからず障害を持つ子供たちが10%だと。生まれてくるのではないけれども、そのくらいの割合でめばえとか、そういったところへお世話になるのかな。10%というと物すごい数字だね、出生の。何かというと、その話を聞くと、そうでなくても家庭環境の中で子供のときにそういった子になってしまうという、そういう可能性もあるということです。生まれつきではなくて。正常であっても、家庭環境のお父さんとお母さんが仕事かわからないけれども、そういう環境の中でそうな可能性もあるということも言っていました。だから、そういった乳幼児とか、そういう子供たちの家庭の中での育児とか、それは本当に将来を左右するような大事なことだと思う、私は。だから、そういった家庭環境さえ良ければもしかしたらそういった障害とか、になる人が少ないかもしれない。

○教育委員（伊藤博之） 今、このまちの問題の一つに不登校というのがかなりの割合でありますので、そういったことも本当に家庭の教育力のアップとか、そういったものにつながっていけば、市長さんが言われるように、途中でそういうふうになられるお宅もあると思いますし、それから早いうちに本当に皆さんが理解できて、そういうお宅を温かく見守ってあげられるようなスタイルがとれていれば本当にいいなと思います。やはりこの条例は、そういう人のためにもつくるべきなのかなと思うのですけれども。

○教育委員（紅林幸枝） 昨日、菊川市のアエルでミュージカルがあったのです。それは、以前に青少年育成でミュージカルをやってくださった大石先生とか、コワシケン先生が割と中心になっていて、菊川、掛川のほとんど市民の方でやっているミュージカルなのですけれども、それはそれこそケン先生のほうから見に来ないかというふうに言われて、昨日行ったのです。

そこは、多分菊川市が後援、あと菊川の教育委員会も後援についてやっていたのですけれども、すごくいいミュージカルで、とても引き込まれてしまって、ぼろぼろ泣いてしまって、それが見終わったときに、こういうミュージカルを例えば不登校の子たちに見せてあげたら、絶対に心を打つところが、不登校の子たちだけではない、いろんな子供たち、いろんな大人たち、今子供だけでなく、大人の人たちもいろんなものを抱えていますよね。やっぱりみんなが見て、本当に人として生きていくのに、見えないけれどもとても大事なことを、それをちょっとミュージカルで見える形にして教えてくれているのだなということを感じました。そういうのを市民の方がやっているというのはすごいことだなと思って。脚本も全部オリジナル、音楽も全部オリジナルで、もちろん衣装とかも全部。そういうことができる御前崎市の市民。だからもちろんこういう条例というのも大事だけれども、子供のためにそういうことがしてあげられる市民が育ってくれるといいな。

もちろん家庭がやっぱり一番なのはよくわかっているのですけれども、親も何とかしなければいけないというのもよくわかっている。よくわかっているのだけれども、でも難しいところもあったり、そうすると地域の人が手を差し伸べてくれると、すごくそこはありがたいというふうに。昨日は、そのミュージカルを見た後に、今日それこそこの話し合いがあるので、前からちょっとこれをいただいていたので、少し見直して、こういう温かい気持ちの持てる大人の中で育つ子供のような条例になってくれればいいなというのを、昨日は本当にそう思いました。

○市長（柳澤重夫） 実際地域の市民力とか教育力というのは大事だと思うね。

昨日は池新田の公民館まつりがあって、子供たちがいっぱい来ていろんなことをやるのだけれども。佐倉の公民館まつりでも雪を運んできて、子供の雪遊び広場を造ってみたり、そういうことは地域の中でも結構やっていると思うのだよね。だが、よく汗と感動を欠いた子は後にそれが涙になるということも言われるもので、だから必ずしもそうではないけれども感動するような体験であるとか、そういう

ったものはぜひとも地域の中でも体験してほしいね、今の紅林さんが言ったやつは。

なかなかまとまらないけれども、部長、またいろんなところへどんなものですかと声をかけて。

○副市長（嶋川 朗） 今こうして原案を示されたものですから、これをたたき台にして、いろいろな意見が出ると思いますが、実際こういうふうな役割になっている方も含めて、打ち合わせを試みたらどうですか、特化した。それからパブリックコメントも必要になってくるのではないかと。

○市長（柳澤重夫） 長谷川先生はどう思う、今の状態のままで。条例をつくるつくらないは別にして。今のままで十分だなど、子供たちは育っていると思うのか、家庭環境全て含めて、地域も含めて十分だなど思っているのか、今の現状を。

○学校教育課長（長谷川延明） 年6回運営協議会ということで、園長、校長とPTA会長等を含めながら話し合いをしてきた中で、浜岡中学校区と御前崎中学校区2つに別れてやっていますが、特に浜岡中学校区の今の学校の抱える課題というのを校長が説明をしたところ、やはりこれは家庭教育の問題だということが幾つも幾つも出てきます。その家庭教育にどうやって打って出るかということが、1年間かけてもなかなか進まない。まずは挨拶運動で、とにかく地域や家庭が子供に関心を持って、一緒になってやっていけるようにというところで動き出しをしたのですけれども、そういうふうに1年話し合っても、答えはなかなか見えてこない。先ほどから話が出ていらっしやるとおり、出てきてほしい保護者はやはりなかなか出てこない。そこをどういうふうにしていくかというのは、それこそ3歳くらいからの、生まれたときからですね、そういった親に対してどういうふうにアプローチをしていくかという、そこがやはり、もう幼稚園に入ってからだと、それが小学校へ入るといって、もう遅いというふうに言っていらっしゃる保護者が多いし、園長さんたちもそうやって言っているのです。ですから、子育てが始まった時点で、市全体がやはり家庭への支援をしていくというようなことをやっぱりやっていかないとけないし、今はそれこそラインとかメールとか、そういったものがあるので、幼稚園や保育園の保護者会にはとにかく全員出ようねという、そういうママ友あたりの力を借りながら、それがずっと小学校の参観会とかに繋がっていけるような、そういうふうにしてみんなやっていこうねとか、それを応援する企業の動きであるとか。もっともっと御前崎は子育てを一生懸命支援しているのだという姿勢を全体がそういう思いになるような方向でやっていかないと、なかなかどこか一つが声を大にして言っても広がっていかない部分があるので、すごく難しいのは挨拶運動に取り組んでみてさえ難しいなということはずごく思っています。ただ、何かアプローチはしたいというふうにみんな思っています。

○市長（柳澤重夫） 小学生になってからでは、どっちかという遅いのではないかと思っているの。よく言うのは、「つ」のつく年齢と。1つ、2つ、3つ、4つ、5つ、6つ、7つ、8つ、9つという、9つまで「つ」がつくね。「つ」のつく年齢が一番大事だと言うね、将来の人間形成の上から。だから、私も9つと言えば小学校何年生ぐらいだ。

○学校教育課長（長谷川延明） 3年生、4年生。

○市長（柳澤重夫） 3年生ぐらい。その時期が、家庭教育が一番かかわっている時期だよ。だから、そういったものが一番人間の後々の形成からいって一番大切なときだということで、そこら辺をひっばかしにすると、あとでどうなるかわからないけれども、そういったことも可能性としてはあると思う。

○教育委員長（吉村 勝） 1ついいですか。さっきちょっと出た第7条のところ、事業者の役割ってところね。ここのところがね、役割でいいのか努力をしてほしいという要望的なことでいいのか、あるいは支援をお願いするとか、若干言葉としてどうなのかなという気がするのだけれども。

増田課長さん、これは事業者へ市のほうで何か網かけをして、協力を願う。願ってきたとか、あるいは願っていることがあるのだよという、ある程度網かけをして、市内の事業者に。そういうようなことというのはあるのですか。全然私達はイメージが湧かないもので。

○総務課長（増田正行） 具体的に働きやすい環境をつくるということで、市が何かをするというよりか、当然国の今働き方改革とか、そういう中で当然今働き方を変えよう。当然今言った育児、ワーク

ライフバランスとか、そういうものが、上位の法律とか、方針として上からおりてきている部分があるものですから、ここで多分言わんとしているのは、そういうふう育児もできる。昔みたいながむしゃらに働くとか、そういう精神はもうやめて、自分の時間とか子育ての時間をつくっていきましょうよというのは国の政策として、今後そういうものがどんどん押しつけられるというか、そういう環境には多分なっていくと思いますが、市が何かそういうもので指導しているとかということは現実的にはありませんし、行政もそういうものは人事院のほうから、人事院勧告とかでそういう環境をつくりなさいよというような、そういう話が来ているものですから、これに関して言えば、そういうことだと思います。

○教育委員長（吉村 勝） やっぱこういうちょっと後ろの資料にも出ているけれども、こういうことはさっき言ったように、役割とか責務とか支援とか、そういう表現は若干違うのだけれども、今長谷川課長が言ったように、オール御前崎でやらないと、なかなか意識が変わるということは難しいと思う。そういうところで、いろんな行政の中もそうなのだけれども、いろんな課があるから。あるのだけれども、そういう中で牛歩の歩みでも、みんなが同じ方向を向いて取り組んでいくという、そういう方向性をみんながとれるように努力していかないとなかなか難しいこと。子供が大事だということはみんなわかっている。わかっているけれども、やっぱりいろんな事情があるから、なかなか。それを同じ方向で向いてやれるという、そういうふうなところも簡単なようで難しいと思うのだけれども。

○市長（柳澤重夫） この条例は、今吉村先生が言ったように、子供は本当に大切に、御前崎市も大切に子供たちを育てて、それはわかるね。だから、御前崎市として将来に向けてどんな子供たちを育てられるのだということがちょっとぼやっとしてしまっているから、こういう子供たちを育てたい。そのためには、こういう協力をしてほしい。こういったこともある程度書いていいかわからないけれども、そういった明確な御前崎市の子育てをする目標というかそういったものを事業者であるとか地域であるとか投げかけたほうがよいのでは。ただ漠然と子育てをお願いします、協力してくださいではなくて、御前崎市はこうだ、こういう子供を育てるのだというのがちょっと欲しいなど。

○総務部長（植田直仁） 事務局からこういうのもちょっとおかしいと思うのですが、この案を見させてもらったのが今日初めてなものですから、気になったことがあるのですが、第1条の目的が、一番最後に、これからの社会を生き抜くための資質・能力を身に付けることを目指していくことを目的としますと書いてあるので、本来の目的はこれまちづくり条例、御前崎市を子育てするために、いい子供に育つようなまちにするためのまちづくり条例が目的だと思うのですが、これだと子供たちが生きるために、強く生きる子供を育てることが目的になってしまっていて、目的からしてちょっとおかしいかなと思ったのです。それで、今皆さんが言っているように、それでぼやけたような点がある条例になってしまっているのかなと。

先ほど吉村さんが言ったような企業の努力ですけれども、企業のもう努力ではなくて義務ですよ、ある程度。国からのこういうふうにしなさい、子育てに対して産休とか育休を与えなさい。義務化されているのですね、ある程度。努力という段階ではないと思うのです。そういうところをもう少し内容を精査したほうが良いような気がする。どこかの多分条例を参考でつくったと思うのですが、さっき副市長も言ったように、関係部局でもう少し事務局的な部分、市役所の関係各部署でもう少し練って、案をつくったほうが良いような気がします。

○司会 ありがとうございます。

○総務課長（増田正行） それこそ条例の中身を云々というよりか、先ほどのお話をずっと聞いていて、やはりぼやっとしたもの。ある意味、条例なものですから、ぼやっとしたような部分があるのですが、例えば園とか学校の役割とか市の役割というのは、その下に体系づけて総合計画であったりとか、いろんな基本計画があるものですから、何となくやっていくことがわかっているのですが、確かに家庭とか地域とかというのがどういったものややっていくかというものが想定はされていないもので、結局そういうものがあって、この役割が4条、5条になると、先ほど紅林委員さんが言われたよ

うに、どういうものややっていくかも全然わからないのに、こういった条例の中に役割があっても、やっぱりイメージできないものですから、ある程度ブレークダウンしたもの。この中に本来であれば、そういった市の事業とか、計画とかが何かつくとか、家庭の中にもう少し入って、お互いにどういうものややっていくか。そういうものがある程度明確にした上で、こういったものを想定して、目標とか理念にすべきかなと思います。ですから、4条、5条、6条、7条、8条、もちろん事業者のものもそうなのですが、横並びではないのですね。ある程度もう少しブレークダウンして、見えるものをつくった中で決めていくというのも一つの方法かなというふうには思いました。

○市民部長（河原崎悦男） この条例の中身、市の役割とかというところを見させていただきますと、基本的にはここに書かれているものというのは、現状既にやっていることかなというのが結構あるのですが、先ほど紅林委員さんがおっしゃったみたいに、この条例そのものというよりも、条例をいかに意識づけていくかという部分。条例そのものの内容がそんなにハードでなくても、ここにうたったものをいかに皆さんに意識づけをしていくかという、その内容をもう少し詰めていかないと、結局これ条例がでただけで何の発展もないよという話になると思いますので、現実的にはこれを基にどういった形で保護者とか事業所とか市民の皆さんに意識づけをしていくという、そこのところをもう少し練っていかないと、ただつくただけになってしまうのかなという気がします。

○司会 その辺が教育委員会でも一番、つくって、ではどんな変化が出てくるのか、表れるのか、そこが今一つ見えていないというようなところがあったのですけれども、今日いろんなご意見を伺うなかで、本当に関係の部署にもご相談をさせていただいて、よりよいものにして、ご提案ができたと思います。

○市長（柳澤重夫） 私は、そういう役割分担というか、地域のこういうことを地域協議会の中でやりましょう、家庭もそれに向けて努力しましょう、企業もいろんな老人会の団体とかいろいろな団体もそれに向けて一緒にやったときには、学校教育の中でもすごく助かると思うのです、先生方が、負担が。ただ、先生方も保護者にも気を使いながらやっている先生もなかにはあるかもしれない。そういったものが取っ払って、学校に来たら、私らの責任で教えるのだと、先生方が。そういった意識改革ができると、そういった心配することがなかったら、家庭教育がよくなって、地域教育がよくなれば。そういった相乗効果というか、そういったものをある程度期待できるのではないかと。これがうまくできればね、機能すれば。昔の先生たちも言ってくれたように、学校へ来たら私らに任せて下さいと保護者に言うぐらいの、そのかわり家庭教育はあなたに任せるということで、学校へ来たら私達に任せて下さいという先生が、そういうふうになれば、多少は変わってくるのではないと思う。

○教育委員（紅林幸枝） 思うのは、今のもちろんスクラム運営協議会のほうでいろんな保護者さんと話し合いをしていると思うのですが、もっと例えば深いところの家庭の実態、いろんな家庭の実態とか、地域と子供とのかかわりとかをもっとたくさん話を聞いてみて、このまちがこういう条例をつくっているからではなくて、御前崎の子供たちはこうだから、こういう条例とか。他と別に照らし合わせなくても。やっぱり御前崎市がどんな子供を育てたいかということももちろんですけども、子どもたち自身がどんな大人になりたいかというのもやっぱり、そこも子供たちの気持ちとか、もっと子供の意見も聞いて、それでしてみたらもっと違うものができてくるのかなとか。そう思ったりするのですけれども。

○市長（柳澤重夫） そんなに急がなくてもいいから、ゆっくり皆さんから意見を聞きながらやればいいと思う。

私は御前崎の子供というのは、海あり山あり茶園があり、いろいろな体験の中にいるよね、子供全体が。だから、御前崎の子供たちが、御前崎市の中にあっても、池新田や新野の子供に比べて、御前崎の海洋であるとか、御前崎のこと、そういうところは物すごく詳しいなとか。例えば満天を、今日は曇っているけれども、私は毎夜、外へ出て星を見るのだよ。ちょうど夕方になるとオリオン座が出てきれいに見える。では、光っている星と光っていない星があるが、どういう違いがあるのか。こういったことも、子供たちも多分知っていると思うけれども、そういった天文学でも教材があるんだよ

ね、上に。そういったことも御前崎の子供は海洋、天文学とか、そういったものに詳しいな。そういったところも将来何かのためになる可能性がある。では、池新田の商業地域の子供は、商業に関してとことん詳しいなと。では、第一小の子供はお茶であるとか農業、こういったものについてはものすごく詳しいねとか、全体の中では原子力、科学技術、こういったものは御前崎の子供たちはすごく詳しいなと。第一小の子供たちはこういったもの、何かそういったものが欲しいのだね。ただ、漠然とした御前崎の子供ではなくて。地域性があってもいいと思う。学校の中で。私はそう思う。

○司会 その他、よろしいでしょうか。

皆さんからご意見をいただきまして、ありがとうございます。事務局といたしましても、本当にこの条例をつくる目的、そういったものをはっきりとさせて、関係の部署の皆様とも知恵をお借りしながら、もう一度案を練り直させていただきたいと思います。もう少しお時間をいただく形になろうかと思いますが、ご容赦をお願いしたいと思います。

本日の議題につきましては、この条例案についてとなっておりますけれども、その他で何か皆様からご提案というか、こんな話はどうかというのがありましたらお願いしたいと思いますが、いかがでしょうか。よろしいでしょうか。

4 閉 会

○司会 それでは、以上をもちまして平成28年度の第3回の御前崎市総合教育会議を閉会とさせていただきます。

最後に挨拶を交わしたいと思います。

(起 立)

○司会 ありがとうございました。

(相互に礼)